

9. 管理組合弔慰細則

(総 則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約第80条の規定に基づき、組合員（団地管理規約第32条に定める者をいう。）への弔慰儀礼に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰金)

第2条 届出があった場合、組合員に関する弔慰儀礼は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

- 一 本人又は配偶者 20,000 円
- 二 同居家族 10,000 円

2 前項により難しい場合は、理事会において定めるところによる。

附 則

この細則は、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。

(昭和 61 年 5 月 11 日 制定)

(平成 22 年 3 月 7 日 改正)